

青森県介護職員処遇改善特別対策事業実施要綱

1 目的

この要綱は、「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月3日付け老発0803第1号厚生労働省老健局長通知)の別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」の別記1「介護職員処遇改善交付金事業」(以下「別記1」という。)に基づき、青森県介護職員処遇改善特別対策事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることにより、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成等を行い、介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とする。

2 事業内容

(1) 基本事業

別記1の別添「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、県内に事業所が所在する一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該介護事業者(以下「対象事業者」という。)に介護職員の処遇改善に充当するための交付金(以下「介護職員処遇改善交付金」という。)を支給すること等により、その処遇改善(賃金、教育・研修体制、職場環境等の改善等)を図る。

(2) その他事業

県が、基本事業を円滑に施行するための説明会の開催、システム改修、一部事務の委託などを実施することにより、基本事業を推進する。

3 実施主体

青森県とする。ただし、介護職員処遇改善交付金の支払に関連する事務を青森県国民健康保険団体連合会に委託する。

4 基本事業における対象事業者の承認等

(1) 対象事業者の承認

知事は、交付金の対象事業者としての承認申請があった場合、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付金の対象事業者としての承認及び交付金の支給決定を行い、介護職員処遇改善交付金対象事業者承認通知書(兼介護職員処遇改善交付金支給決定通知書)(別紙様式7又は別紙様式8)により申請者に通知するものとし、適当と認められなかったときは、介護職員処遇改善交付金対象事業者不承認通知書(別紙様式9)により申請者に通知するものとする。

(2) 変更の届出

対象事業者は、実施要領の 1 1 「変更の届出」の各号に定める場合に該当することとなったときは、介護職員処遇改善交付金に係る変更届出書（別紙様式 1 0 ）により知事に届け出るものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 5 日から施行し、平成 2 1 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 2 3 日から施行する。

別紙様式 7 (事業所等ごとに承認申請を行った場合)

番 号
平成 年 月 日

(法人名)

(代表者) 殿

青森県知事

平成 年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認通知書
(兼介護職員処遇改善交付金支給決定通知書)

平成 年 月 日付けで申請のあった介護職員処遇改善交付金について、
介護サービス事業所「 」(介護保険事業所番号)(サービス名)
に係る対象事業者として承認したので、通知します。

なお、下記の事項に留意するとともに、就業規則を改正 (介護職員の処遇に関
する内容に限る。) した場合等は、変更の届出が必要となりますので、御留意く
ださい。

記

対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有します。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用 (当該改善に伴う法定福利費等
の事業主負担増加額を含む。) 以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与
の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとさ
れている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでな
い。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに
実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における実施
要領の 6 の 2 の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対して
その差額を返還しなければならない。
- 四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる
書類を作成し、これを実績報告後、5 年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法等労働関係法令を遵守しなければならない。

別紙様式 8 (承認申請が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である
場合等)

番 号
平成 年 月 日

(法人名)
(代表者) 殿

青森県知事

平成 年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認通知書
(兼介護職員処遇改善交付金支給決定通知書)

平成 年 月 日付けで申請のあった介護職員処遇改善交付金について、
別添 (実施要領の別紙様式 2 (添付書類 1) の写しを添付) の介護サービス
事業所に係る対象事業者として承認したので、通知します。

なお、下記の事項に留意するとともに、当該申請に係る事業所等に増減があっ
た場合、就業規則を改正 (介護職員の処遇に関する内容に限る。) した場合等は、
変更の届出が必要となりますので、御留意ください。

記

対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有します。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用 (当該改善に伴う法定福利費等
の事業主負担増加額を含む。) 以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与
の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとさ
れている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでな
い。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに
実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における実施
要領の 6 の 2 の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対して
その差額を返還しなければならない。
- 四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる
書類を作成し、これを実績報告後、5 年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法等労働関係法令を遵守しなければならない。

別紙様式 9

番
平成 年 月 日 号

(法人名)
(代表者)

殿

青森県知事

平成 年度介護職員処遇改善交付金対象事業者不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった介護職員処遇改善交付金について、
対象事業者として承認しなかったため、通知します。

(不承認の理由)

青森県知事

殿

(法人名)

(代表者)

印

介護職員処遇改善交付金に係る変更届出書

平成 年 月 日付け青高保第 号で承認された介護職員処遇改善交付金に係る下記事項について変更がありましたので、届け出ます。

記

- 1 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位の変更
(当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継後の交付金の取扱いに関する内容)
- 2 申請に係る事業所の増減(新規指定、廃止等)
(当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別)
- 3 就業規則の改正(介護職員の処遇に関する内容)
(当該改正の概要)
- 4 キャリアパス要件等に関する適合状況の変更(交付率が変動する場合又は実施要領の4の一のアとイの要件間の変更)
(キャリアパス要件等届出書の内容)